

介護老人福祉施設 つきかげ苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浄山会が開設する指定介護老人福祉施設つきかげ苑（以下「施設」という。）は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、口腔衛生・栄養の管理、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康で心豊かな生活の確保に努めることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- 2 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、入所者家族及び地域との結び付きを重視した運営に努めるものとする。
 - 3 施設は市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(従業者)

第3条 従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------|----------------------|
| (1) 施設長 | 1名 | |
| (2) 事務長 | 1名 | |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 | |
| (4) 介護支援専門員 | 1名以上 | |
| (5) 看護職員 | 3名以上 | ※常勤換算法により（うち1名以上は常勤） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 | ※兼務 |
| (7) 介護職員 | 25名以上 | ※常勤換算法により |
| (8) 医師（非常勤） | 1名以上 | |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上 | |
| (10) 事務員 | 1名以上 | |

(職務の内容)

第4条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を行うとともに従

業者に法令及びこの規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員は、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき施設サービス計画を作成するとともに、その実施状況について把握を行い必要に応じて計画の変更を行う。
- (4) 看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況等に応じ適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 医師は、入所者に対し健康管理及び療養上必要な指導を行う。
- (8) 管理栄養士（又は栄養士）は、栄養ケア・マネジメント計画を作成するとともに、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮して食事の提供を行う。
- (9) 事務員は、施設の維持管理及び会計処理等を行う。

(定員)

第5条 入所定員は、70名とする。ユニット数は7ユニットとし、内訳は以下の通りとする。

定員	7名	1ユニット
定員	8名	3ユニット
定員	13名	3ユニット

(サービスの取り扱い方針)

第6条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入所者本人又は他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむをえず身体的拘束を行う場合は家族の同意を得てから行うものとする。なお、身体拘束を行う場合の具体的な手順・対応・記録等については、施設が定める「身体拘束廃止に関する指針」に則り行うものとする。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入所者等の希望、把握した解決すべき課題に基づく施設サービス計画の策定。
- (2) 入所者に対し、1週間に2回以上適切な方法により入浴させ、又は清拭を行う。
- (3) 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立についての援助を行う。
- (4) オムツを使用する入所者には、適切に交換を行う。
- (5) 栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
- (6) 入所者の状態に応じた口腔衛生および栄養管理を計画的に行う。
- (7) 入所者の心身の状況に応じた、日常生活を営むのに必要な機能回復訓練を行う。
- (8) 常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための措置を行う。
- (9) 入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (10) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (11) レクリエーション及び行事を適時行う。

(利用料)

第8条 施設の利用により支払うべき利用料は、次および別紙のとおりとする。

- (1) 施設が法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した場合における入所者から支払いを受ける利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額のうち法定の本人負担割合分とする。
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 施設が定める居住費
- (4) 法定代理受領サービスに該当しないサービス提供の利用料
 - 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、入所者又はその家族に対して事前に説明を行った上で、支払いの同意を文書で受けるものとする。また、食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得たうえで行うものとする。
 - 3 居住費において、介護報酬の低所得者対策に該当する入所者については別紙の通りとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて、消防、風水害、及び地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(留意事項)

第10条 施設の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 外出・外泊は自由であるが、食事及び薬等の準備の都合上あらかじめ介護職員に申し出ること。
- (2) 家族等の面会時間は、午前9時00分から午後8時00分までとし、玄関受付の面会簿へ記載すること。

(入院期間中の取扱い)

第11条 病院又は診療所に入院後、おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにするものとする。

(緊急時における対応)

第12条 職員は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急隊及び協力医療機関等へ連絡・搬送する等の措置を講じるとともに、速やかに管理者及び家族等に報告するものとする。
なお、看取り介護における対応については別途定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市その他市町村、居宅介護支援事業者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また事故報告書を作成し、事故対策委員会において今後の再発防止に努めなければならない。また当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償するものとする。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、その損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定

期的に（年2回以上）実施すること。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（苦情処理）

第15条 指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付ける為の窓口等を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する事項）

第16条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、入所者に対し適切な介護が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するものとし、従業者でなくなった後においても同様とする。
- 3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、理事、評議員との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、入所者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

（付則）

- 1 この規定は、平成16年 8月1日より実施する。
- 2 この改正は、平成17年10月1日より実施する。
- 3 この改正は、平成18年 4月1日より実施する。
- 4 この改正は、平成19年 4月1日より実施する。
- 5 この改正は、平成20年 4月1日より実施する。
- 6 この改正は、平成22年 4月1日より実施する。
- 7 この改正は、平成24年 4月1日より実施する。
- 8 この改正は、平成25年 4月1日より実施する。
- 9 この改正は、平成27年 4月1日より実施する。
- 10 この改正は、平成27年 8月1日より実施する。
- 11 この改正は、平成28年 8月1日より実施する。
- 12 この改正は、平成29年 4月1日より実施する。
- 13 この改正は、平成30年 4月1日より実施する。
- 14 この改正は、令和 元年10月1日より実施する。
- 15 この改正は、令和 2年 4月1日より実施する。
- 16 この改正は、令和 3年 4月1日より実施する。
- 17 この改正は、令和 6年 4月1日より実施する。

18 この改正は、令和 7年 7月 1日より実施する。

19 この改正は、令和 7年 10月 1日より実施する。

つきかけ苑 利用料

改定年月日：令和7年10月1日

当苑の利用料は、次に記載する「1 介護保険給付サービス利用料金」と「2 介護保険給付外サービス利用料金」を合計したものとなります。

1 介護保険給付サービス利用料金

ご契約者の要介護度に応じた下記（1）介護サービス費に（2）加算単価を加算し算定した額から、介護保険給付額を除いた金額（所得に応じて法定の自己負担割合相当額）をお支払いいただきます。

実際のお支払金額は、端数処理等を行う関係等により多少異なる場合があります。

（1）介護サービス費

＜ユニット型介護福祉施設サービス費＞

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所定単位数（1日）	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
利用料金（1日）	7,001円	7,733円	8,516円	9,258円	9,979円
介護保険給付額（1日）	6,300円	6,959円	7,664円	8,332円	8,981円
自己負担割合	5,600円	6,186円	6,812円	7,406円	7,983円
（上段）1割（中段）2割（下段）3割	4,900円	5,413円	5,961円	6,480円	6,985円
自己負担額（1日）	701円	774円	852円	926円	998円
自己負担割合	1,401円	1,547円	1,704円	1,852円	1,996円
（上段）1割（中段）2割（下段）3割	2,101円	2,320円	2,555円	2,778円	2,994円
自己負担額（1ヶ月当たり）	21,004円	23,199円	25,550円	27,776円	29,939円
※月30日の場合の目安	42,009円	46,398円	51,100円	55,552円	59,878円
自己負担割合	63,013円	69,597円	76,650円	83,328円	89,817円
（上段）1割（中段）2割（下段）3割					

◆介護サービス費表には、厚生労働大臣が定める指定施設サービス等介護給付費の所定単位数に、地域区分単価（京都市：1単位 10.45円）を乗じた額をご参考として記載しています。

（2）加算単価

①サービスの実施に伴い加算される項目

日常生活継続支援加算	46単位/日	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月
看護体制加算Ⅰ	4単位/日	自立支援促進加算	280単位/月
看護体制加算Ⅱ	8単位/日	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(1)(2)により算定する合計単位数の14.0%に相当する単位数
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日		
精神科医定期的療養指導加算	5単位/日		

②該当される方のみに加算される項目

初期加算	30単位/日	看取り介護加算Ⅰ	
入院・外泊加算（※1）	246単位/日	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
療養食加算	6単位/回	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	死亡日の前日及び前々日	680単位/日
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	死亡日	1,280単位/日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	退所時情報提供加算	250単位/回
再入所時栄養連携加算	200単位/回	退所時栄養情報連携加算	70単位/回

（※1）入院・外泊加算は、該当するケースが生じた場合に（1）介護サービス費に記載する単位数に代えて、

（2）加算単価表に記載する単位数が適用されます。

2 介護保険給付外サービス利用料金

サービスの種別	内 容	金 額
居 住 費 (※2) (※3)	利用者負担第1段階対象者	880 円/日
	利用者負担第2段階対象者	880 円/日
	利用者負担第3段階対象者	1,370 円/日
	利用者負担第4段階対象者	3,060 円/日
食 事 費 (※2)	利用者負担第1段階対象者	300 円/日
	利用者負担第2段階対象者	390 円/日
	利用者負担第3段階①対象者	650 円/日
	利用者負担第3段階②対象者	1,360 円/日
	利用者負担第4段階対象者	1,600 円/日
付き添い食事	ご家族様等のご希望により召し上がっていただくことができる食事代	500 円/1 食
理 髪 ・ 美 容	出張による理美容サービスにて理髪サービスをご利用いただけます。	実 費
間 食 費	おやつに対する費用	100 円/日
	水分補給に対する費用	100 円/日
電 気 器 具 利 用 料 金	施設内で持ち込みいただいた電気器具を利用した場合の電気代（但し、月の途中からの持込もしくは持出しの場合は日割り計算いたします。）	1,000 円/月 (1 機種当たり)
日 常 生 活 費	日常生活品の購入代金、医療費等ご契約者の日常生活に要する費用をご契約者に負担していただくことが適当であるものの費用	実 費
貴 重 品 管 理	ご契約者の希望により、金銭等の管理サービスをご利用いただけます。	3,000 円/月
レクリエーション費	ご契約者の希望により、レクリエーションや野外活動に参加していただくことができます。また施設の特定行事等に参加していただくことができます。	実 費
契約書 14 条に定める所定の料金	ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金	介護保険から給付される額と自己負担額を合算した額

(※2) 居住費・食費の利用者負担区分について

利用者負担第1段階	市民税世帯非課税であり、老齢福祉年金受給または生活保護受給者
利用者負担第2段階	市民税世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が、年間 80 万円以下の方
利用者負担第3段階	第3段階①：市民税が世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が、年間 80 万円超 120 万円以下の方
	第3段階②：市民税が世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が、年間 120 万円超の方
利用者負担第4段階	世帯に市民税の課税者がおられる方

◆上記表で利用者負担第1～3段階（負担軽減対象）に該当される場合であっても、次の①②のいずれかに該当される方は、利用者負担第4段階（負担軽減対象外）となります。

①世帯が別となる配偶者について、市民税が課税されている方

②預貯金等の合計が、第1段階（生活保護受給者除く）で 1,000 万円（夫婦の場合 2,000 万円）、第2段階で 650 万円（夫婦の場合 1,650 万円）、第3段階①で 550 万円（夫婦の場合 1,550 万円）、第3段階②で 500 万円（夫婦の場合 1,500 万円）を超える方

(※3) 入院（外泊）された場合における居住費について

入院（外泊）された期間についても、それぞれの負担区分に応じた居住費をお支払いいただきます。

そのうち、利用者負担区分第1・2・3段階に該当する方が入院（外泊）された場合の入院・外泊加算の算定外期間の居住費については、負担区分に応じた額に代えて、2,066 円/日（国が定める基準額）をお支払いいただきます。